

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施手順

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つことです。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

宮古市においても、本計画策定に関し、国が実施した評価手法等を参考に、主に宮古市が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施しました。

第3章で定めた31の起きてはならない最悪の事態ごとに、市が取り組んでいる現行施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価結果は次のとおりです。

2 脆弱性の評価結果

目標 1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
------	-----------------------

1-1. 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

○住宅・学校等建築物の耐震化

- ・住宅の耐震化率は81.1%で、耐震診断・耐震改修の件数は横ばいとなっている。
→耐震化に対する意識啓発とともに、住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化率を向上させる必要がある。
- ・小中学校は、耐震診断・耐震改修は実施済みである。
→今後も改修などにより長寿命化を図っていく必要がある。
- ・耐震基準を満たしていない花輪保育所は2019（令和元）年度に建て替え済みである。
→今後も建築物の耐震化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。

○公営住宅の老朽化対策

- ・市営住宅管理戸数は1,497戸で、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、改修・改築を実施しているが、一部団地では設備の老朽化が進んでいる。
→老朽化が進んだ公営住宅について、解体を含めた整備の検討が必要である。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
→国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
→非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。

→災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化

・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6改訂）

→長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○公共施設などの防災対策、維持向上

・社会教育施設、体育施設などの公共施設は、災害時に避難所や防災拠点として機能する施設もあるため、耐震化や安全確保、適正な維持管理が求められる。

→社会教育施設、体育施設の計画的な修繕や長寿命化を図るため、長寿命化計画等を策定し、適切な維持管理を行う必要がある。

○無電柱化及び電柱倒壊防止の推進

・市内の緊急輸送道路の無電柱化整備状況は1.5%で、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両の通行に支障をきたすなどのリスクがある。

→無電柱化及び電柱倒壊防止など、災害時における緊急車両の通行確保の対策が必要である。

○市街地整備

・当市の市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積は10.51㎡となっている。

→避難場所や延焼遮断などの空間や緑地機能を持つ都市公園の適正な配置に努め、非常時に備える必要がある。

○空き家対策

・老朽化した空き家は、耐震性が大きく不足し、小さな地震や台風、積雪などで倒壊の危険性が高くなり防災上のリスクとなる。

→人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家の数は増加することが予想されており、空き家の適正な管理を促進するとともに、有益な資産として利活用を促進する必要がある。

○防火対策

・消防水利の維持管理と住宅用火災警報器の設置を促進しており、防火水槽耐震化率（40トン以上）20.8%、住宅用火災警報器設置率は87.5%となっている。

→消防水利の設置及び更新を進めるとともに、住宅用火災警報器が未設置な家庭への指導を行う必要がある。

○避難場所・避難所の指定・整備

・イーストピアみやこ「市民交流センター」は、宮古駅と自由通路で直結し、災害発生時は災害対応拠点とともに、市指定の避難場所としての機能を有している。

→駅前という人の集まる立地にあるため、災害発生時に、迅速な避難者の受入れ体制を整える必要がある。

○避難行動の支援

・災害時の避難について支援が必要な市民について、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿は避難支援等関係者へ配付を実施し、個別計画を策定中である。

→避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別計画作成率の向上が必要である。

・避難行動に支援が必要な高齢者については、地域包括支援センターを中心に各日常生活圏域における関係者間で要援護者の把握及び避難時対応策の検討が行われている。

→支援が必要な在宅高齢者及び支援者の定期的な確認を行い、見直すことで非常時の混乱を防止する必要がある。

・避難時においては、情報提供や避難誘導を担う消防団員や自主防災組織など共助による対応力強化を図ることが重要である。

→消防団員の確保が困難になってきている。団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応した活性化が必要である。

→自主防災組織がない地区の新規組織化や既存の組織への活動支援が必要である。

1-2. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○無電柱化及び電柱倒壊防止の推進[1-1 再掲]

・市内の緊急輸送道路の無電柱化整備状況は 1.5%で、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両の通行に支障をきたすなどのリスクがある。

→無電柱化及び電柱倒壊防止など、災害時における緊急車両の通行確保の対策が必要である。

○市街地整備[1-1 再掲]

・当市の市街地の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積は 10.51 m²となっている。

→避難場所や延焼遮断などの空間や緑地機能を持つ都市公園の適正な配置に努め、非常時に備える必要がある。

○空き家対策[1-1 再掲]

- ・老朽化した空き家は、耐震性が大きく不足し、小さな地震や台風、積雪などで倒壊の危険性が高くなり防災上のリスクとなる。現時点で本市には、所有者による適正な管理により近隣に危険を及ぼすとして認定された特定空き家はない。

→人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家の数は増加することが予想されており、空き家の適正な管理を促進するとともに、有益な資産として利活用を促進する必要がある。

○防火対策[1-1 再掲]

- ・消防水利の維持管理と住宅用火災警報器の設置を促進しており、防火水槽耐震化率（40トン以上）20.8%、住宅用火災警報器設置率は87.5%となっている。

→消防水利の設置及び更新を進めるとともに、住宅用火災警報器が未設置な家庭への指導を行う必要がある。

○自主防災組織の育成強化

- ・2024（令和6）年度末現在、自主防災組織の数は62団体、養成した防災士の数は581人となっている。

→自主防災組織が未組織な地域での組織化を促進するとともに、防災士の養成とスキルアップによる地域防災力の強化が必要である。

○消防団等の災害対応力強化

- ・消防団員募集、消防団員教育訓練、消防屯所や消防ポンプ自動車等の整備、消防水利の整備を推進している。

→消防団員の確保やスキルアップを図るとともに、消防施設の計画的な更新に努める必要がある。

1-3. 大規模津波による多数の死傷者の発生

○津波等防災施設の整備等

- ・「東日本大震災津波」などによる被災の経験から、ハード事業とソフト事業による防災対策を組み合わせ、被害を最小限にしていくことが求められている。

→今後も津波の災害の発生のおそれが高い区域については、再び同様の被害を受けないよう減災の考えに基づいたハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型の防災対策が必要である。

○津波避難場所等の指定・整備

・市はあらかじめ、避難場所及び避難所を指定している。避難場所は、津波などの危険から身を守るために一時的に避難する高台を指定し、津波避難場所に指定されている公園（2カ所）に、かまど付きベンチを設置した。

→避難場所に指定されている公園に炊き出しなどで活用できるベンチの設置など、災害対応機能の充実を図る必要がある。

○津波避難路の整備

・津波避難場所に至る経路に避難誘導標識等を整備し、円滑、迅速な避難を支援する。

→避難誘導標識等は、今後適正な維持管理、補修等を実施していく必要がある。

○津波避難体制の整備

・避難計画の周知を図るため、総合防災ハザードマップを作成し、全戸に配布した。

→ハザードマップの更新など、避難計画見直しに対応した修正や周知が必要である。

○避難行動の支援 [1-1 再掲]

・災害時の避難について支援が必要な市民について、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿は避難支援等関係者へ配付を実施し、個別計画を策定中である。

→避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別計画作成率の向上が必要である。

・避難行動に支援が必要な高齢者については、地域包括支援センターを中心に各日常生活圏域における関係者間で要援護者の把握及び避難時対応策の検討が行われている。

→支援が必要な在宅高齢者及び支援者の定期的な確認を行い、見直すことで非常時の混乱を防止する必要がある。

・避難時においては、情報提供や避難誘導を担う消防団員や自主防災組織など共助による対応力強化を図ることが重要である。

→消防団員の確保が困難になってきている。団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応した活性化が必要である。

→自主防災組織がない地区の新規組織化や既存の組織への活動支援が必要である。

○津波防災訓練、防災教育の実施

- ・総合防災訓練、津波避難訓練などを実施し、防災知識の普及を図っている。
- ・イーストピアみやこ「市民交流センター」に、東日本大震災などの記録や記憶を伝える常設展示コーナー「防災プラザ」を整備した。
→市民交流センター「防災プラザ」で、東日本大震災のほか過去の災害の歴史や教訓などを紹介し、防災・減災の取組を進める必要がある。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
→国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
→非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
→災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差点や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化 [1-1 再掲]

- ・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6 改訂）
→長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○防潮堤の長寿命化

- ・防潮堤施設について、「漁港海岸防潮堤（長寿命化）計画」を策定している。
→長寿命化計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図る必要がある。

1-4. 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

○河川改修等の治水対策

- ・「平成28年台風第10号」及び「令和元年東日本台風」により、市内各地の河川が被災し、浸水等の災害が発生している。
- ・定期パトロールや住人からの要望等に応じて、河川浚渫を実施している。
 - 「令和元年東日本台風」災害などを踏まえ、河川浚渫や河川改修の計画を策定し、実施していく必要がある。

○内水危険箇所の対策

- ・2021（令和3）年度において、「雨水対策施設整備計画（R5-R14）」を策定。
 - 公共下水道区域内：16地区
 - 公共下水道区域外：14地区
- 「雨水対策施設整備計画」に沿って、施設整備を進め、内水による被害軽減を図る必要がある。

○洪水危険情報に対応した警戒避難体制

- ・緊急時に、「避難情報の発令基準及び災害時行動計画」に応じた適切な判断ができるように警戒・避難体制を講じている。
 - 危機管理型水位計の増設などにより、住民が緊急時によりタイムリーかつ正確に避難行動ができるよう警戒・避難体制を講じる必要がある。

○避難所等の指定・整備

- ・市では、浸水想定に応じた避難所の指定を行っている。
 - 新想定での洪水氾濫シミュレーションや津波シミュレーションが実施された場合は、避難所指定の見直しを行う必要がある。

○ハザードマップの作成、周知

- ・市では、洪水・土砂災害のほか地震・津波など、避難場所や避難所、浸水等の想定区域、避難方向などについてまとめた「宮古市総合防災ハザードマップ」を作成し、対応している。
 - 新想定での洪水氾濫シミュレーションや津波シミュレーションが実施された場合は、ハザードマップの更新を行う必要がある。

○避難行動の支援 [1-1 再掲]

- ・災害時の避難について支援が必要な市民について、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿は避難支援等関係者へ配付を実施し、個別計画を策定中である。
 - 避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別計画作成率の向上が必要である。
- ・避難行動に支援が必要な高齢者については、地域包括支援センターを中心に各日常生活圏域における関係者間で要援護者の把握及び避難時対応策の検討が行われている。
 - 支援が必要な在宅高齢者及び支援者の定期的な確認を行い、見直すことで非常時の混乱を防止する必要がある。
- ・避難時においては、情報提供や避難誘導を担う消防団員や自主防災組織など共助による対応力強化を図ることが重要である。
 - 消防団員の確保が困難になってきている。団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応した活性化が必要である。
 - 自主防災組織がない地区の新規組織化や既存の組織への活動支援が必要である。

○ため池の老朽化対策

- ・「平成30年7月豪雨」を受け、国が見直しを行った選定基準により、市の2カ所が防災重点ため池に選定された。
- ・管理者による日常管理や、豪雨時等の緊急点検が必要である。
 - 防災重点ため池など、補強対策や適切な維持管理を行う必要がある。

○ため池の危険度の周知

- ・2カ所のため池が、防災重点ため池に指定されたことにより、岩手県に「農業用ため池届出書」を提出した。
 - ため池が決壊した場合の、被害想定区域や避難場所等が表示されたハザードマップなどを作成し、地域住民に周知する必要がある。

○ダム浸水リスクの把握・周知

- ・市管理河川におけるダム施設は無い。県管理河川の二級河川大沢川（腹帯）において、水力発電用の大沢ダム（東北電力）が1カ所あるのみ。また、当該ダムは自然越流型ダムであり、緊急放流することはできないものである。

→二級河川大沢川は閉伊川の支流であることから、いずれも県管理河川である。ダムが決壊による浸水リスクについては、水位計の設置箇所を増やすなどし、水位上昇などの情報把握に努め、早期な避難指示ができる体制を構築する必要がある。

○天然ダムの情報収集体制の強化

- ・近年においては、山腹崩壊等による天然ダムの発生は確認されていない。
- 災害時における天然ダムの発生箇所について早期発見と迅速な対応を図るため、初期調査のための自衛隊へのヘリコプター等の出動要請や、関係機関（森林管理署、農林振興センター、市農林課）との連絡体制の構築を図る必要がある。

○土砂災害の防止対策

- ・岩手県において、災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者施設の立地する箇所などを対象に、砂防施設の整備を進めている。
- 事業箇所の早期完成や、未整備箇所の早期事業化について要望していく必要がある。

1-5. 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○土砂災害対策施設等の整備・改修

- ・市には、土砂災害のおそれのある箇所が2,022カ所あり、「平成28年台風第10号」では多数の土石流・斜面崩壊・河川氾濫が発生した。土砂災害からの被害を受けない緩衝地帯としての機能を持つ防災空地は整備されていない。
- 土砂災害等の被害があり、今後も災害の発生のおそれが高い区域については、再び同様の被害を受けないよう対策が必要
- ・岩手県において、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の整備を進めている。
- 事業箇所の早期完成や、未整備箇所の早期事業化などを県に要望していく。

○土砂災害対策施設等の警戒避難体制の整備

- ・土砂災害危険時に、「避難情報の発令基準及び災害時行動計画」に応じた適切な判断ができるように警戒避難体制を講じている。
- 危機管理型水位計の増設などにより、住民が土砂災害時により正確かつタイムリーに避難行動を判断できるよう警戒避難体制を講じる必要がある。

○土砂災害危険箇所等の周知・解消

- ・市では、土砂災害危険箇所に関する情報を住民に周知し、がけ地等に近接する危険住宅に対し、移転先の再建に資する「がけ地近接等危険住宅移転補助」を実施している。
 - 危険箇所から移転するためには、経済的負担がかかるため、移転が困難な住民が多い。
- ・大規模盛土造成地の一次スクリーニング調査を行い、盛土マップを作成し、大規模盛土造成地の分布や区域を把握している。
 - 大規模盛土造成地に対する調査方法などの計画を策定し、それを基に二次スクリーニングを実施した結果、危険な宅地はないと判断された。今後は、大規模盛土の経過観察をしていく。

○ため池の老朽化対策〔1-4再掲〕

- ・「平成30年7月豪雨」を受け、国が見直しを行った選定基準により、市の2カ所が防災重点ため池に選定された。
- ・管理者による日常管理や、豪雨時等の緊急点検が必要である。
 - 防災重点ため池など、補強対策や適切な維持管理を行う必要がある。

○ため池の危険度の周知〔1-4再掲〕

- ・2カ所のため池が、防災重点ため池に指定されたことにより、岩手県に「農業用ため池届出書」を提出した。
 - ため池が決壊した場合の、被害想定区域や避難場所等が表示されたハザードマップなどを作成し、地域住民に周知する必要がある。

○土砂災害における避難行動の支援

- ・災害時の避難について支援が必要な市民について、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿は避難支援等関係者へ配付を実施し、個別計画を策定中である。
 - 避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別計画作成率の向上が必要である。
- ・避難行動に支援が必要な高齢者については、地域包括支援センターを中心に各日常生活圏域における関係者間で要援護者の把握及び避難時対応策の検討が行われている。
 - 支援が必要な在宅高齢者及び支援者の定期的な確認を行い、見直すことで非常時の混乱を防止する必要がある。

1-6. 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

○除雪施設等の整備

- ・大雪時などに除雪を行うため、除雪車両倉庫を2014（平成26）年度に建設している。
→格納できていない除雪車両用の車庫を整備する必要がある。

○除雪体制の強化

- ・ロータリー車の購入、融雪剤散布車の取得等により、除雪体制の充実を図っている。
→老朽した除雪車両について、計画的に更新を進める必要がある。また、民間委託業者等の確保と連携の強化を図る必要がある。

○非常時における関連機関との連携強化

- ・国、県、市の道路管理者間で、暴風雪時などにおける通行規制情報等の情報共有を行っている。
→道路管理者間での通行規制情報等の情報を共有し、対策につなげるなど連携の強化を図る必要がある。

○孤立集落を想定した連絡体制、防災訓練

- ・市内で、大雪時に孤立が懸念される集落をリストアップしている。
→県などと連携し、孤立集落を想定した、非常時の連絡手段の確保、食料・生活必需品などの備蓄を図るとともに、防災訓練を実施する必要がある。

目標2	あらゆる自然災害に対し、救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで関連死を最大限防ぐ
-----	--

2-1. 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

○災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

- ・本庁舎は、中心市街地拠点施設「イーストピアみやこ」内の核施設であり、防災拠点としての機能を果たすため、非常用発電機などの設備を備えている。

→市庁舎が防災拠点としての機能を十分発揮できるように、情報通信や各種インフラなどの設備の点検や修繕を定期的に行う必要がある。

○救助・救急等の補完体制強化

- ・救助・救急業務は、被害状況の把握、情報の共有、応急対応など消防機関と連携しており、補完体制を確保している。

→救助・救急業務の強化に向けて、常備消防の充実・強化（消防庁舎、消防車両、資機材の計画的な更新）を図る必要がある。

○燃料・資機材の確保

- ・民間企業などとの災害協定を締結している。

→災害発生の混乱時においても円滑な燃料調達を実現するため、協定先との顔の見える関係を維持しておく必要がある。

○消防団等の災害対応力強化 [1-2再掲]

- ・消防団員募集、消防団員教育訓練、消防屯所や消防ポンプ自動車等の整備、消防水利の整備を推進している。

→消防団員の確保やスキルアップを図るとともに、消防施設の計画的な更新に努める必要がある。

○防災訓練の実施

- ・総合防災訓練を毎年実施している。

→県・市、消防、警察、防災関連機関、エネルギーインフラ事業者など、訓練参加機関を増やし、連携して救助・救急などの訓練を実施することが必要である。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。

- 国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
 - 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
 - 災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

2-2. 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

○病院・福祉施設の耐震化等

- ・医療・福祉施設については耐震化や水害対策及び土砂災害対策を進めている。
 - 耐震基準を満たしていない病院や福祉施設は、耐震化を推進する必要がある。また、水害や土砂災害のおそれがある施設は、水害対策及び土砂災害対策に係る施設改修を推進する必要がある。

○災害時における医療体制の強化

- ・医療機関と連携した総合防災訓練を実施している。
 - 引き続き、医療機関と連携した総合防災訓練の継続が必要である。

○医療・保健・福祉の連携強化

- ・市と宮古医師会、宮古歯科医師会及び宮古薬剤師会は、災害時の医療救護活動に関する協定を締結している。
 - 国の医療 DX の動向を見ながら、マイナンバーカードを利用した医療情報の共有について、関係機関と連携を図っていく必要がある。

○業務継続体制の整備

- ・医療施設等における業務継続計画（BCP）策定については、国等により周知されている。
 - 災害時の医療活動の継続が図られるよう、医薬品等の調達体制の確保が必要である。

○要配慮者等への支援

- ・災害発生時における福祉避難所の設置運営について、社会福祉施設 28 施設と協定締結済みとなっている。
- 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定や、福祉避難所設置運営マニュアルに基づく支援体制を維持する必要がある。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
- 国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
- 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
- 災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差点や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○無電柱化及び電柱倒壊防止の推進 [1-1 再掲]

- ・市内の緊急輸送道路の無電柱化整備状況は 1.5%で、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両の通行に支障をきたすなどのリスクがある。
- 無電柱化及び電柱倒壊防止など、災害時における緊急車両の通行確保の対策が必要である。

2-3. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○多様なニーズへの配慮

- ・避難所では多様なニーズがあることを理解し、避難所運営に努めることが求められている。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き実施していく必要がある。

○「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の周知

- ・「平成 28 年熊本地震」においては、構造体の損傷、非構造部材の落下等により、倒壊に至らないまでも、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られた。
→「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の内容や活用事例等について、引き続き、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理等者に周知していく必要がある。

○住宅・学校等建築物の耐震化[1-1 再掲]

- ・住宅の耐震化率は 81.1%で、耐震診断・耐震改修の件数は横ばいとなっている。
→耐震化に対する意識啓発とともに、住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化率を向上させる必要がある。
- ・小中学校は、耐震診断・耐震改修は実施済みである。
→今後も改修などにより長寿命化を図っていく必要がある。
- ・耐震基準を満たしていない花輪保育所は 2019（令和元）年度に建て替え済みである。
→今後も建築物の耐震化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。

○住民等への備蓄の啓発

- ・住民等への食料・生活必需品の備蓄については、総合防災ハザードマップ等で啓発を行っている。
→出前講座や広報による掲載、総合防災訓練等において周知する必要がある。

○避難者の状況のリアルタイムな情報共有

- ・在宅避難や車中泊などの避難所以外への避難者の状況共有手段が確立できていない。
→在宅避難者や車中泊など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等の手段を検討する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を推進する必要がある。

○要配慮者等への支援[2-2再掲]

- ・災害発生時における福祉避難所の設置運営について、社会福祉施設 28 施設と協定締結済みとなっている。
→災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定や、「福祉避難所設置運営マニュアル」に基づく支援体制を維持する必要がある。

○医療の事業継続性の確保

- ・「東日本大震災津波」の経験を踏まえ、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築することが重要である。

→主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、医師会、関係機関等の広域的な協力体制の構築が必要である。

○多様な主体に配慮した防災対策の推進

- ・2020（令和2）年度宮古市男女共同参画市民アンケート調査においてジェンダー、ダイバーシティ、LGBT の用語を「知らなかった」と回答した割合は、それぞれ 40.0%、54.6%、41.0%となっている。

→ジェンダーバランスに配慮した防災対策を確保することが必要である。

○安全・安心な避難所の運営

- ・本市では、「東日本大震災津波」での経験を踏まえ、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」及び感染症対策マニュアルを作成している。

→社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図ることが必要である。

- ・近年の猛暑日の増加を考慮し、安心安全な避難所運営のために熱中症対策が必要である。

→夏期に開設された避難所においても熱中症対策を実施する必要がある。

○男女共同参画の推進

- ・避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要である。

→「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（R2.5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図ることが必要である。

2-4. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○災害用備蓄の確保

- ・宮古市全域に防災倉庫が整備されており、計画的に食料・飲料水等の物資を備蓄している。

→各防災倉庫に備蓄された物資の定期的な更新を図る必要がある。

○水道施設の防災機能の強化

- ・浄水施設、配水管などの水道施設の老朽化対策を継続する。
- 水道施設の老朽化更新基本計画に基づき、老朽化した水道施設は更新などの工事等を実施し、施設の耐震化を進める必要がある。また、停電時に備えて可搬式発電機を備蓄している。

○応急給水の確保に係る連携体制の整備

- ・日本水道協会岩手県支部、宮古市水道工事業協同組合、室蘭市・苫小牧市等との災害時における相互応援協力に関する協定などにより、応急給水の確保に係る連携体制が整備されている。
- 受入れ体制を整えること、体制を継続する必要がある。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
- 国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
- 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
- 災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差点や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化 [1-1 再掲]

- ・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6 改訂）
- 長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○無電柱化及び電柱倒壊防止の推進 [1-1 再掲]

- ・市内の緊急輸送道路の無電柱化整備状況は1.5%で、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両の通行に支障をきたすなどのリスクがある。
- 無電柱化及び電柱倒壊防止など、災害時における緊急車両の通行確保の対策が必要である。

○港湾・漁港の耐震・耐津波強化

- ・宮古市には12（分港を含めると21）の漁港があるが、市が設定した大規模の地震・津波の想定に対応した漁港施設ではない。
 - 耐震・耐津波対策を行う必要がある。
- ・宮古港は重要港湾に指定されており、三陸地方における交通・物流や漁業の拠点であるほか、クルーズ客船が寄港する観光拠点でもある。関係機関へ宮古港の耐震強化岸壁整備の要望を実施している。
 - 宮古港を耐震強化岸壁に改修整備する必要がある。

○住民等への備蓄の啓発[2-3再掲]

- ・住民等への食料・生活必需品の備蓄については、総合防災ハザードマップ等で啓発を行っている。
 - 出前講座や広報による掲載、総合防災訓練等において周知する必要がある。

2-5. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
 - 国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
 - 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
 - 災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化 [1-1 再掲]

- ・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6 改訂）

→長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○支援体制の強化

- ・大規模災害時における孤立集落等への物資輸送等を想定し、ドローン協定を締結している。

→孤立懸念集落においては、物資の支援ができない期間があることを想定して、集落単位での備蓄支援が必要である。

○連絡体制の強化

- ・大規模災害時に、固定電話や携帯電話の通常の通信手段が途絶する可能性が高く、防災行政無線をデジタル化し、孤立懸念集落に通信設備を設置している。

→防災訓練時などに合わせて、防災行政無線などの利用方法の習熟を図る必要がある。

○防災訓練の実施

- ・総合防災訓練において、集落の孤立を想定して防災訓練を実施している。

→孤立懸念集落について、全地域での防災訓練実施を目標に、それぞれの地域の実情を踏まえた、被害想定、訓練内容で実施する必要がある。

○ヘリポートなどの整備

- ・飛行場外離着陸場が確保されている。

→孤立懸念集落などへの支援も考慮し、全地域での飛行場外離着陸場を確保する必要がある。

2-6. 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○感染症対策の実施

- ・感染症の発生状況や対策に関する情報発信や啓発活動を実施している。

→感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進や感染予防に関する啓発活動を継続して実施し、市民の意識の向上を図る必要がある。

○保健体制の整備

- ・災害発生時、住民の健康調査を実施し、感染者に対する対応の他、感染が拡大しないような保健体制を確保している。

→関係者が発災時、すぐに対応できるよう、研修会や訓練に参加し、対応や手順を理解する必要がある。また、災害時の活動内容について、職員間で情報を共有する必要がある。

○下水道施設の老朽化対策

- ・下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を促進し、施設の改築・更新を実施している。

→継続して、耐震化・施設更新する必要がある。

目標3 あらゆる自然災害に対し、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

○庁舎機能等の強化

- ・本庁舎には非常用発電設備を整備し、防災拠点としての強化を図っている。
- ・田老庁舎は、新築により防災拠点として耐震性は確保されている。
→市庁舎が防災拠点としての機能を十分発揮できるように、庁舎の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。
- ・新里庁舎は、2019（令和元）年度において、併設する福祉センターとともに耐震改修工事を施工した。また、2024（令和6）年度に非常用発電設備を更新し、防災拠点としての強化を図っている。
- ・川井庁舎は地区の防災拠点である。
→川井庁舎は地区の防災拠点であることから、耐震性の強化とともに非常用電源設備を整備する必要がある。

○災害対策本部機能の維持・強化

- ・災害対応を円滑に実施するため、常設型の災害対策本部室が整備されている。
→防災訓練の充実により、災害対応の習熟を図る必要がある。

○業務継続計画の策定

- ・業務継続計画は策定済みで、新庁舎では業務継続計画（BCP）に対応した設備を備え、防災拠点としての強化を図っている。
→策定済みの「宮古市業務継続計画」を見直し、職員への周知を図る必要がある。

○行政データの保全

- ・住民情報システムについては、サーバをクラウド化し、災害時のバックアップ体制を確保している。
- ・庁内 LAN システムについては、データセンターにバックアップサーバを設置し、災害時のバックアップ体制を確保している。
→行政データの適正な維持管理に努める必要がある。

○広域連携体制の確保

- 本市は、大規模災害時における岩手県市町村と相互応援に関する協定を結んでいるほか、国内外の地域（青森県黒石市、沖縄県多良間村、岩手県八幡平市、秋田県大仙市、徳島県神山町、ほかフィリピン、中国の2市など）と各都市間を結ぶ協定を締結しており、「東日本大震災」においても、様々な支援を受けている。
 - 協定先との様々な分野における交流を通じながら、関係を保っていく必要がある。
- 本市は、国の火山災害警戒地域には指定されていないが、岩手山が噴火した場合、盛岡市、雫石町、滝沢市、八幡平市などで被害が発生するおそれがある。
 - 被害を受けた自治体の被災地支援を迅速かつ効果的に行える体制を整備する必要がある。

目標4 あらゆる自然災害に対し、必要不可欠な地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1. サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

○企業の業務継続計画策定の普及・啓発

- ・企業における業務継続計画（BCP）策定の積極的な普及啓発を図っていない。
→中小企業のBCP策定を促進するため、関係団体と連携し、普及啓発を図る必要がある。

○エネルギー供給体制の強化

- ・民間事業者とエネルギー供給確保に関する災害協定を締結している。
→協定先との顔の見える関係づくりが必要である。

○被災企業への支援

- ・「東日本大震災」や「平成28年台風第10号豪雨災害」、「令和元年東日本台風豪雨災害」などで被災した企業等の、早期の事業再開を図るため、復旧補助金を交付している。
→被災企業のニーズに沿った速やかな支援が必要である。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
→国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
→非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
→災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差点や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化 [1-1再掲]

- ・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6改訂）

→長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○港湾・漁港の耐震・耐津波強化 [2-4再掲]

- ・宮古市には12（分港を含めると21）の漁港があるが、市が設定した大規模の地震・津波の想定に対応した漁港施設ではない。

→耐震・耐津波対策を行う必要がある。

- ・宮古港は重要港湾に指定されており、三陸地方における交通・物流や漁業の拠点であるほか、クルーズ客船が寄港する観光拠点でもある。関係機関へ宮古港の耐震強化岸壁整備の要望を実施している。

→宮古港を耐震強化岸壁に改修整備する必要がある。

○人材育成を通じた産業の体質強化

- ・企業の生産性を高めることを目的に人材育成セミナーを継続して実施している。

→幅広い知識を有した人材を育成する必要がある。

4-2. 海上・臨海部の二次災害の発生

○海上・臨海部の広域合同訓練の実施

- ・海上・臨海部災害のリスクがある。

→海上・臨海部に関連した機関と連携した広域な訓練が必要である。

○地震・津波・高潮等に備えた宮古港の耐震強化岸壁整備

- ・宮古港は重要港湾に指定されており、三陸地方における交通・物流や漁業の拠点であるほか、クルーズ客船が寄港する観光拠点でもある。関係機関へ宮古港の耐震強化岸壁整備の要望を実施している。

→宮古港を耐震強化岸壁に改修整備する必要がある。

○海岸漂着物等の処理

- ・海岸漂着物等が二次災害を引き起こすリスクがある。
→海岸等の漂流・漂着物等の回収・処理等を行う必要がある。2022（令和4）年度から海洋ごみの回収ボックスが市内6漁港に設置された。

4-3. 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

○金融機関の業務継続体制の整備

- ・業務継続計画（BCP）策定の積極的な普及啓発を図っていない。
→金融機関のBCP策定を促進するため、関係団体と連携し、普及啓発を図る必要がある。

4-4. 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

○物資の輸送機能の維持・確保

- ・「東日本大震災」では、市内避難所及び孤立集落等に、協定の業者等を通じて食料品等の支援物資の配送を行った。
→緊急時の食料、水、生活物資などの確保を円滑に行うため、輸送業者等と、災害時の連携について継続して確認しておく必要がある。

○農林水産業者への支援

- ・林道施設は、「令和6年8月台風第5号災害」で被害を受け、復旧対応中である。
- ・災害復旧実施体制の確立が必要である。
- ・被災した農林水産業共同利用施設の復旧に補助金を交付している。
→被災した漁業者が早期復旧するため、速やかな支援が必要である。
- ・被災した農地・農業用施設を早期復旧するため、復旧事業の導入、補助事業等で支援している。
→被災した農林業者が早期復旧するため、速やかな支援が必要である。

○生産基盤の災害対応力の強化

- ・基盤整備・長寿命化対策を実施中である。
→継続して整備・長寿命化の進捗を図る必要がある。

○被災企業への支援

- ・「東日本大震災」で被災した水産加工業者の施設整備に対し20社、機械整備に対し24社に補助金を交付している。
→災害で失った販路の回復と水揚げ減少に伴う加工原料の確保が課題である。
- ・設備等資産の復旧に係る補助金、災害貸付の利子等補助金の交付を行っている。
→いち早く製造を再開できるよう、発災後の速やかな制度設計が必要である。

○食料の確保

- ・避難想定である7,200人分の備蓄を実施している。
→定期的に賞味期限や在庫数を点検するなど、計画的な更新が必要である。

4-5. 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

○農地侵食防止対策の推進

- ・近年の台風による豪雨災害で、市内の農地も大きな被害を受けている。
→農道等、農業用施設の補強改修などが必要である。

○農地の荒廃抑制

- ・中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の活用により、遊休農地の解消に努めている。
→後継者不足による、耕作放棄地の増加等への対応が必要である。

○治山事業の推進

- ・2024（令和6）年4月に発生した林野火災により被害のあった山林の一部で二次災害を防ぐため治山事業を行う。
- ・台風災害により、治山申請箇所は増加傾向にある。
→山地災害を減少させるため、事前の治山事業が必要となる。また、山地災害箇所の二次災害を防ぐため、治山事業において迅速な対応が必要である。

○適切な森林整備の推進

- ・森林整備面積は横ばい傾向にある。
→森林の持つ多面的機能の発揮のため、森林整備を促進する必要がある。

○自然公園等の整備・長寿命化対策

- ・災害による自然公園等の施設等の被災が増大している。老朽化し危険な施設等がある。
- 災害時の被害軽減や被災時の早期復旧、老朽化施設等の計画的な再整備、自然生態系の再生に係る施設整備等に継続して取り組む必要がある。

目標5	あらゆる自然災害に対し、情報通信サービスなど必要最低限のライフライン等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
-----	--

5-1. テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
--

○情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備

- ・本庁舎には非常用発電設備を整備し、非常用の電源を確保している。
→市庁舎が防災拠点としての機能を十分発揮できるように、設備の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。
- ・住民情報システムについては、データセンターと本庁舎間の通信回線の冗長化が図られている。
また、住民情報・庁内 LAN システムとも本庁舎と各総合事務所間の通信回線の冗長化が図られている。
→住民情報システム及び庁内 LAN システムとも本庁舎と上下水道部庁舎、各出張所間の通信回線冗長化を検討する必要がある。

○通信施設の冗長化

- ・複数系統の回線を引き込み、通信回線の冗長化を図っている。
→通信回線の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。

○通信運用マニュアルの作成

- ・複数系統の回線を引き込み、通信回線の冗長化を図っている。
→電話操作マニュアルの充実を図り、職員へ周知する必要がある。

○情報提供手段の多様化

- ・情報提供手段は、防災行政無線、緊急速報メール、IP 告知、防災ラジオ、L アラート（災害情報共有システム）、モバイルメール、ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムの 10 種類が活用されている。
→聴覚障がい者への情報提供手段の確保が必要である。

○住民への災害情報提供

- ・市では、職員などが講師となって、市民のところに出向き、行政のしくみ、市の事業や施策などについて話す出前講座を行っており、情報手段について出前講座等で説明している。
- それぞれの情報提供手段について、実際に情報提供を受ける訓練を実施し、各種提供手段の特徴を把握し、使い方を習得するとともに、外国人などへの情報提供についても整備、周知を図る必要がある。

○防災行政無線のデジタル化

- ・防災行政無線のデジタル化は2019（令和元）年度で完了している。
- 防災行政無線の適正な維持管理に努める必要がある。

○情報連絡体制の強化

- ・大規模災害時には、行政や防災関係機関の他、広域的な各種機関との迅速な情報連絡体制を確保するとともに、複数の連絡手段を確保している。
- 多様な関係機関の参加による通信訓練が必要である。

○住民等への情報伝達の強化

- ・住民等への情報提供のため、防災行政無線やJアラート（全国瞬時警報システム）、SNSやコミュニティエフエムなど多様な情報伝達手段を拡充している。また、支援が必要な在宅高齢者への電話連絡や避難情報提供など個別の情報連絡体制を構築している。
- 個別の情報連絡体制については、支援者の更新を随時進める必要がある。

○情報通信利用環境の整備

- ・市のホームページや公式フェイスブック・X（旧ツイッター）で随時情報発信を行っている。また、情報通信基盤の充実を図るため、テレビ共同受信施設組合への補助、コミュニティエフエムの維持管理、携帯電話のエリア外地域解消に向けて各事業者へ整備の働きかけを行っている。
- ホームページ及びSNSの活用方法について、他市の事例も含めて検討が必要である。
- テレビやエフエムについては、施設の維持管理費用が今後の課題となる。
- 携帯電話は、事業者の参画を得られなければ整備できないことから、県と連携しながら事業者への働きかけが必要である。
- 今後、5Gなど情報システム技術の進展により、時代に合った情報基盤の整備が必要になってくる。

- ・情報通信手段は、防災行政無線、緊急速報メール、IP告知、防災ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、モバイルメール、ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムの10種類が活用されている。

→聴覚障がい者への情報通信手段の確保が必要である。

○防災教育の推進

- ・学校における防災教育の実践発表会を開催している。また、学校で危機管理マニュアルを作成している。

→定期的な危機管理マニュアルの更新をする必要がある。

- ・町内会、自治会などに対し、出前講座等を実施している。

→出前講座未実施の町内会等に周知し、防災教育を実施する必要がある。

○防災訓練の推進

- ・総合防災訓練、津波避難訓練などを実施し、防災力の向上を図っている。

→総合防災訓練は、より多くの関係機関等の参加により継続して実施する必要がある。

○自主防災組織の育成強化 [1-2再掲]

- ・2024（令和6）年度末現在、自主防災組織の数は62団体、養成した防災士の数は581人となっている。

→自主防災組織が未組織な地域での組織化を促進するとともに、防災士の養成とスキルアップによる地域防災力の強化が必要である。

○災害に備えた道路交通環境の整備

- ・災害時の停電による信号機の停止による混乱や、災害時の通行止め・通行規制、迂回路などの情報が伝わらない事態が想定される。

→道路通行規制等の情報提供について今後も連携が必要である。

○情報収集・発信体制の強化

- ・主として災害発生直後の初動段階における本部室での応急対策業務について、具体的な行動手順等を示した「災害対策本部行動マニュアル」を整備している。

→「災害対策本部行動マニュアル」に従って、訓練を実施することで、情報収集・発信時の具体的な行動の習得や課題を把握する必要がある。

○住民組織等と連携した情報提供

- ・町内会、自治会、事業所などを単位とした自主防災組織などと連携して、情報提供手段などについて出前講座等の機会を利用して説明している。
- 実際の情報提供手段を使った情報収集訓練の実施により、情報収集手段の種類や方法を習得することが必要である。

○災害時の情報発信訓練

- ・実施者に事前に訓練の進行やシナリオを与えず、想定のみ与える実践的なブラインド型訓練を実施している。
- 訓練の継続による習熟が必要である。

5-2. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

○エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発

- ・電気やガス、石油事業者などのエネルギー供給事業者における、業務継続計画（BCP）策定の積極的な普及啓発を図っていない。
- エネルギー供給事業者のBCP策定を促進するため、関係団体と連携し、普及啓発を図る必要がある。

○エネルギー供給事業者との連携

- ・エネルギー供給事業者が参加する、総合防災訓練を実施している。
- 総合防災訓練は、未実施地区での実施が必要である。

○再生可能エネルギー及び蓄エネルギーの導入拡大

- ・自立分散型の再生可能エネルギー、蓄エネルギーの導入に取り組んでいる。
- さらなる導入拡大が必要である。

○ライフラインの災害対応力強化

- ・ライフライン事業者等が参加した総合防災訓練を実施している。
- 総合防災訓練は、未実施地区での実施が必要である。

○ライフライン復旧体制の強化

- ・民間のライフライン事業者等との災害協定を締結している。
- 協定先との顔の見える関係づくりが必要である。

○非常用発電機の装備

- ・本庁舎に非常用発電機を備えているほか、3台の可搬式発電機を業者に預け、保守を委託している。
→設備の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。また、庁舎分の燃料は備蓄しているが、可搬式の燃料は協定に基づき調達する必要がある。

5-3. 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

○エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発 [5-2再掲]

- ・電気やガス、石油事業者などのエネルギー供給事業者における、業務継続計画（BCP）策定の積極的な普及啓発を図っていない。
→エネルギー供給事業者のBCP策定を促進するため、関係団体と連携し、普及啓発を図る必要がある。

○エネルギー供給事業者との連携 [5-2再掲]

- ・エネルギー供給事業者が参加する、総合防災訓練を実施している。
→総合防災訓練は、未実施地区での実施が必要である。

○再生可能エネルギー及び蓄エネルギーの導入拡大 [5-2再掲]

- ・自立分散型の再生可能エネルギー、蓄エネルギーの導入に取り組んでいる。
→さらなる導入拡大が必要である。

○ライフラインの災害対応力強化 [5-2再掲]

- ・ライフライン事業者等が参加した総合防災訓練を実施している。
→総合防災訓練は、未実施地区での実施が必要である。

○ライフライン復旧体制の強化 [5-2再掲]

- ・民間のライフライン事業者等との災害協定を締結している。
→協定先との顔の見える関係づくりが必要である。

○避難所、緊急車両等への燃料供給確保

- ・民間事業者との災害協定を締結している。
→協定先との顔の見える関係づくりが必要である。

○非常用発電機の装備 [5-2再掲]

- ・本庁舎に非常用発電機を備えているほか、3台の可搬式発電機を業者に預け、保守を委託している。
 - 設備の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。また、庁舎分の燃料は備蓄しているが、可搬式の燃料は協定に基づき調達する必要がある。

5-4. 上水道施設等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の防災機能の強化 [2-4再掲]

- ・浄水施設、配水管などの水道施設の老朽化対策を継続する。
 - 水道施設の老朽化更新基本計画に基づき、老朽化した水道施設は更新などの工事を実施し、施設の耐震化を進める必要がある。また、停電時に備えて可搬式発電機を備蓄している。

○復旧体制の強化（設計）

- ・全国上下水道コンサルタント協会と、上下水道施設の設計に関する技術支援協力の協定を締結している。
 - 測量・調査・設計業務を連携させる必要がある。

○復旧体制の強化（施工）

- ・宮古市水道工事業協同組合と、被災した水道施設の復旧工事に関する協定を締結している。
 - 組合との連絡体制を維持していく必要がある。

○応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-4再掲]

- ・日本水道協会岩手県支部、宮古市水道工事業協同組合、室蘭市・苫小牧市等との災害時における相互応援協力に関する協定などにより、応急給水の確保に係る連携体制が整備されている。
 - 受入れ体制を整えること、体制を継続する必要がある。

○水道事業の業務継続計画の策定

- ・水道事業の業務継続計画（BCP）は策定済である。
 - 策定済みの業務継続計画を実情に合わせて見直し、職員への周知徹底を図る必要がある。

5-5. 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の防災機能の強化

- ・下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を促進し、施設の改善・更新を実施している。
- 下水道施設の耐震化、長寿命化の促進を図るとともに、停電時に備えて発電機を設置する必要がある。

○復旧体制の強化

- ・全国上下水道コンサルタント協会と上下水道施設の技術支援協力に関する協定を、日本下水道管路管理業協会と災害時の下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結済である。
- 上記のほか、下水道施工業者、し尿収集業者とも連携強化を図っていく。

○下水道事業の業務継続計画の策定

- ・下水道事業の業務継続計画（BCP）は策定済みである。
- 策定済みの業務継続計画を実情に合わせて見直しを行い、職員への周知徹底を図る必要がある。

○し尿等廃棄物の処理体制の整備

- ・「宮古市豪雨等におけるし尿汲み取り料補助金交付基準」に基づき、豪雨等で便槽に浸水した場合において、市民からの汲み取り依頼に応じて、し尿収集運搬業者が汲み取りを行い、住民が汲み取りにかかった料金の補助を市に請求している。
- 市内のし尿収集業者に対して、「宮古市豪雨等におけるし尿汲み取り料補助」の周知を図る必要がある。

○仮設トイレの確保

- ・国等と連携して、各種災害時において、災害地域からの要望により仮設トイレを確保している。
- ・また、市独自に自走式トイレカー2台を整備したほか、災害時には国等と連携しトイレカー等の必要数を確保する。
- 災害発生時に、早急に仮設トイレ及び自走式トイレカー等の必要数を把握し、確保・設置する必要がある。

5-6. 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による国内外の物流・人流への甚大な影響

○災害時の公共交通ネットワークの確保

- ・公共交通は、JR 山田線、三陸鉄道リアス線、路線バス、地域バス及びタクシーによって構成されている。そのほかに、スクールバスや患者輸送バスなどにより公共交通が補完されている。
- 災害時の連携体制、復旧体制など、災害時のネットワークの確保にも考慮し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を目指す。
- タクシー協会と災害時における緊急輸送等における協定を締結し、災害時に鉄道やバスが不通となった際には、タクシーを活用し、市民の移動手段を確保する。

○基幹的な交通ルートの確保

- ・「東日本大震災」や「平成 28 年台風第 10 号」、「令和元年東日本台風」において、土砂やがれき等で通行不能となったルートは、各道路管理者間で連携、情報共有し、迂回路の確保等調整を行った。
- 過去の災害において、国道 106 号や国道 45 号が一時通行不能となった。
- 三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路が整備されたことにより、災害時の支援・物資輸送ルートの確保に大きな効果もたらされた。三陸沿岸道路の機能強化、宮古盛岡横断道路の事業化区間の早期完成を要望していく必要がある。

○災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1 再掲]

- ・国や県において高規格道路の整備が進んでいる。
- 国や県に対して、未整備区間の早期事業化と整備を進めるよう要望していく。
- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、県道等の本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となる。
- 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークが必要である。
- ・市内幹線道路や生活関連道路には、道路幅員が狭く、急カーブなど大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所がある。
- 災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭隘区間の計画的な解消が必要である。

○道路施設の長寿命化 [1-1 再掲]

- ・橋梁、トンネルなどの道路施設は、5年に1回の法定定期点検を実施しており、2018（平成30）年度において道路施設等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）長寿命化修繕計画を策定している。（R4、R6 改訂）
- 長寿命化修繕計画に沿って、補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

○道路啓開体制の整備

- ・国、県、市の道路管理者間で通行不能区間や通行規制情報等の情報共有を行っている。
- 各道路管理者相互の情報共有の強化を図り、道路啓開にあたっては、民間業者との連携体制の強化を図り、災害時の早期復旧を目指す必要がある。
- ・「東日本大震災」や「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」において、土砂やがれき等で通行不能となったルートは、各道路管理者間で連携、情報共有し、迂回路の確保等調整を行った。また、民間業者等の協力により、早期の道路啓開を行った。
- 過去の災害において、国道106号や国道45号が一時通行不能となった。
- 三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路が整備されることにより、災害時の支援・物資輸送ルートの確保に大きな効果が期待できることから、整備区間の早期完成と未整備区間の早期事業化を要望していく必要がある。また、災害時の応急復旧や道路啓開にあたっては地元民間業者の協力が必要不可欠であることから、連携を強化する必要がある。

○ヘリポートなどの整備

- ・孤立懸念集落においては、狭隘な地形によりヘリの離着陸が困難な場所が多い。
- 孤立懸念集落などへの支援も考慮し、全地域での飛行場外離着陸場を確保する必要がある。

○海上輸送体制の強化

- ・宮古市には12（分港を含めると21）の漁港があるが、市が設定した大規模の地震・津波の想定に対応した漁港施設ではない。
- 耐震・耐津波対策を行う必要がある。
- ・宮古港は重要港湾に指定されており、三陸地方における交通・物流や漁業の拠点であるほか、クルーズ客船が寄港する観光拠点でもある。関係機関へ宮古港の耐震強化岸壁整備の要望を実施している。
- 宮古港を耐震強化岸壁に改修整備する必要がある。

5-7. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

○沿道の通行障害建築物の耐震化

- ・ 広報・市ホームページによりブロック屏等の安全点検や適切な補修などを周知している。
→耐震化促進に向けた対策実施者への取組を支援する必要がある。

○災害情報の収集体制の強化

- ・ 移動系防災行政無線が整備されている。
→訓練の継続により習熟を図る必要がある。

○土砂災害の防止対策〔1-4再掲〕

- ・ 岩手県において、災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者施設の立地する箇所などを対象に、砂防施設の整備を進めている。
→事業箇所の早期完成や、未整備箇所の早期事業化について要望していく必要がある。

目標6

あらゆる自然災害に対し、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1. 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○復興まちづくりのための事前準備

- ・防災・減災対策と並行して、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく復興事前準備の取組を進めておくことが国から求められている。
- ・市は、東日本大震災復興計画検討委員会や地区復興まちづくり検討会等を設置して復興に取り組んだ経緯や内容、今後の検証に活かすため他の自治体の事例等をまとめた「宮古市復興計画策定マニュアル」を、2016（平成28）年3月に策定した。今後の復興まちづくりのための事前準備に活用していく。
→復興まちづくりのための事前準備への取組を促進する必要がある。また、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する必要がある。

○災害時の応急復旧にかかる関係機関との連携強化

- ・国において2022（令和4）年5月に「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」が作成されている。
→大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして関係機関との連携強化を行っておくことが必要である。

○地域コミュニティの維持

- ・宮古市では、各地域の特性及び実情に合わせた地域自治組織が運営されている。
→地域が実施する地域活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資するコミュニティを維持していく必要がある。

○被災者支援制度情報データベースの利用促進

- ・デジタル庁では、災害時の生活再建支援制度や災害対応の事例を一元的に集約したデータベース「マイ制度ナビ」を整備している。
→災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備しておく必要がある。

○道路啓開計画策定

- ・大規模災害発生後においては緊急輸送道路を迅速に確保することが重要である。
→サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進していく必要がある。

○地場産業の早期復興支援

- ・本市では「東日本大震災」に伴う津波により、水産業をはじめ沿岸部に集積した地域の産業基盤の多くが被害を受けた。
→災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずることが必要である。

6-2. 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態

○ボランティア受入れ体制の整備

- ・「東日本大震災」、「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」において、災害ボランティアセンター設置を支援した。
→災害ボランティアセンターの設置支援のための人員確保が必要である。

○復旧・復興を担う人材等の育成

- ・活動体制等実施に向けた計画を策定している。
→判定士の派遣要請から受入れ体制等実施に向けた取組を行う必要がある。

○受援体制の整備

- ・2012（平成24）年度以降、2019（令和元）年度末時点で延べ526人の応援職員などを受入れている。
→土木技師等全国的に人材確保が困難な職種の人員確保が必要である。

○復旧・復興計画等策定の事前準備

- ・業務継続計画（BCP）を整備している。また、「東日本大震災」での経験を教訓にした「復興計画策定マニュアル」（H28策定）を策定している。
→復旧・復興を想定した訓練を実施し、復旧・復興計画等策定が円滑に実施できるよう、事前準備を行う必要がある。

○自主防災組織の育成強化 [1-2再掲]

- ・2024（令和6）年度末現在、自主防災組織の数は62団体、養成した防災士の数は581人となっている。
- 自主防災組織が未組織な地域での組織化を促進するとともに、防災士の養成とスキルアップによる地域防災力の強化が必要である。

6-3. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○廃棄物の処理体制の整備

- ・「東日本大震災」をはじめ、近年の地震や洪水などの災害において、膨大な量の災害廃棄物が発生した。
- 災害廃棄物の処理には、迅速かつ円滑に処理するための体制の確保が必要である。

6-4. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の推進

- ・災害が発生した場合、道路や上下水道等ライフライン施設の復旧、応急仮設住宅の建設や住宅の再建等が急務となる。
- 被災後の復旧・復興を迅速に進めるため、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

○被災状況把握の迅速化のためのIT活用

- ・現状、IT技術の活用が十分にできていないが、迅速な復興のためには、IT技術の活用が重要である。
- 生活再建を迅速に進めるため、IT技術の活用を図っていく必要がある。

○発災時の応急仮設住宅の確保等

- ・「東日本大震災」では、市内で62団地、2,010戸の応急仮設住宅が建設され、2012（平成24）年8月9日時点で入居戸数1,680戸、3,885人が入居した。
- 災害発生時からの市民生活の迅速な復旧復興を支援するため、応急仮設住宅の確保を行う必要がある。

6-5. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○文化財の継承

- ・災害から文化財を守るため、防火設備など必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施している。
- 文化財の防災に関する責任体制を確立し、所有者、管理者、地域住民等が連携し、防災活動など必要な訓練を行う必要がある。また、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに避難場所、排出方法など搬出計画をたてる必要がある。

6-6. 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

○風評被害の防止

- ・災害発生後、観光客来訪数が減少する傾向にある。
- 災害からの復旧状況について、正確な情報発信をする必要がある。